

江東区マンション等の建設に関する条例施行規則

平成19年12月13日

規則第86号

(趣旨)

第1条 この規則は、江東区マンション等の建設に関する条例(平成19年12月江東区条例第45号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例第2条に定めるところによる。

(事前協議届)

第3条 条例第6条に規定する届出は、事前協議届(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる図書を添付して行うものとする。

- (1) 計画概要書
- (2) 案内図
- (3) 不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図及び同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
- (4) 土地の登記事項証明書
- (5) 配置図
- (6) 各階平面図
- (7) 公開スペース及び緑地の求積図及び求積表
- (8) 立面図
- (9) 日影図
- (10) 印鑑証明書及び代表者事項証明書(法人でない場合は、印鑑登録証明書及び住民票)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める図書

(変更届)

第4条 条例第8条第1項に規定する届出は、協定変更届(別記第2号様式)により行うものとする。

2 条例第8条第2項に規定する届出は、事業者変更届(別記第3号様式)により行うものとする。

(完了届)

第5条 条例第9条第1項に規定する届出は、工事完了届(別記第4号様式)に、工事完了後の写真その他区長が必要と認める図書を添付して行うものとする。

2 前項に規定する写真は、次の各号に掲げる事項が確認できるものとする。

- (1) 建築物の外観及び敷地の状況
- (2) 公開スペースの位置及び整備状況
- (3) 自動車駐車場、自転車駐車場及び自動二輪車駐車場の位置及び整備状況
- (4) 災害対策用施設の位置及び整備状況
- (5) 集会所又はコミュニティスペースの位置及び整備状況
- (6) 管理人室の外観及び内部施設
- (7) 連絡先等表示板の設置状況
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長との協議に基づき整備した施設の位置、整備状況等

(中止届)

第6条 条例第10条に規定する届出は、事業中止届(別記第5号様式)により行うものとする。

(公開スペース)

第7条 条例第12条の規則で定める基準は、マンション等の敷地面積に応じ、別表第1に定める面積以上とする。

2 事業者は、条例第12条に規定する公開スペースを整備した場所に、その位置及び公開スペースである旨を表示するものとする。

(壁面等の後退)

第8条 条例第13条の規則で定める距離は、50センチメートルとする。ただし、区長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(駐車施設)

第9条 条例第14条の規則で定める基準は、自動車駐車場については別表第2に、自転車駐車場及び自動二輪車駐車場については別表第3に定める台数以上とする。

(安全対策)

第10条 条例第16条の規則で定める安全対策は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 道路、通路及び主要出入口に面する窓ガラス及び壁面取付物の落下防止
- (2) 室内における家具の転倒防止及び落下防止
- (3) 敷地境界部分の生け垣設置

(災害対策用施設)

第11条 条例第17条の規則で定める災害対策用施設は、災害用格納庫とする。

2 前項に規定する災害用格納庫は、次の各号に掲げるマンション又はワンルームマンションに応じ、当該各号に掲げる面積を、当該マンション若しくはワンルームマンション又はその敷地内に確保するものとする。

- (1) 世帯用住戸の数が40戸未満のマンション又はワンルーム住戸の数が80戸未満のワンルームマンション 3平方メートル以上
- (2) 世帯用住戸の数が40戸以上のマンション又はワンルーム住戸の数が80戸以上のワンルームマンション 5平方メートル以上

3 事業者は、建設しようとするマンション等を管轄する消防署と協議し、必要に応じ防火水槽を設置するよう努めるものとする。

(住戸規模等)

第12条 条例第20条の規則で定める住戸は、共用の台所、浴室、便所又は洗面所を有するマンション又はワンルームマンションで、当該設備を住戸内に有していないものとする。

(集会所)

第13条 条例第21条の規則で定める基準は、マンション又はワンルームマンションの規模に応じ、別表第4に定める面積以上とする。

(コミュニティスペース)

第14条 条例第22条に規定するコミュニティスペースは、エントランスホール等の一角で、その位置がエレベーターまでの通行を妨げない場所に設置するものとする。

(管理人室)

第 1 5 条 条例第 2 3 条の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、賃貸のマンション又はワンルームマンションを建設する場合で、事業者自らが管理人を務め、かつ、当該マンション又はワンルームマンションに居住する場合は、この限りでない。

- (1) 主に使用する出入口を見通すことができる場所に設置すること。
- (2) 管理人室である旨を表示すること。
- (3) 受付窓、便所その他管理業務に必要な設備を設置すること。

(管理体制)

第 1 6 条 条例第 2 4 条の規則で定める基準は、次の各号に掲げる住戸の数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 3 0 戸未満 管理人を必要に応じ、定期的に駐在させること。
- (2) 3 0 戸以上 5 0 戸未満 管理人を 1 日 4 時間以上、かつ、週 5 日以上駐在させること。
- (3) 5 0 戸以上 管理人を 1 日 8 時間以上、かつ、週 5 日以上駐在させること。

(管理に関する表示)

第 1 7 条 条例第 2 5 条の規則で定める管理に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理人の氏名 (法人の場合は、住所及び名称)
- (2) 管理人室の電話番号
- (3) 管理人の駐在時間
- (4) 管理人の不在時及び緊急時の連絡先

2 事業者は、前項に規定する事項を記載した表示板を、エントランスホール等の見やすい場所に設置するものとする。

(管理規約等)

第 1 8 条 事業者は、条例第 2 6 条第 1 項に規定する管理規約の策定に当たり、国土交通省が定めたマンション標準管理規約及びマンション標準管理委託契約書を活用するものとする。

2 条例第 2 6 条第 2 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 騒音、煙草の吸殻及び空缶の投げ捨てその他地域住民等への迷惑行為及び不快行為の禁止に関する事。
- (2) 危険物、不潔な物又は悪臭のある物品の持込みの禁止に関する事。
- (3) 周辺道路への自動車、自転車及び自動二輪車の違法駐車及び放置の禁止に関する事。
- (4) 廃棄物の集積所及び収集指定場所への指定日以外の持ち出しの禁止並びに資源の分別等の適正な処理等の徹底に関する事。
- (5) 地域住民等との間で締結された協定等の遵守に関する事。
- (6) その他建築物の管理上、特に必要と認められる事。

(地域コミュニティへの配慮)

第19条 条例第27条第2項の規則で定める事項は、次のとおりする。

- (1) 町会及び自治会への加入
- (2) 地域住民との協定の締結及び遵守
- (3) 住民登録等の届出
- (4) 地域行事等への参加

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

敷地面積	公開スペースの面積	公開スペースの形態
500平方メートル以上1,000平方メートル未満	敷地面積 × (1 - 建ぺい率) × 0.1	幅員2メートル以上の歩道状空地（敷地と接する道路等に沿って設置する歩道の用に供される空地をいう。以下同じ。）
1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満	敷地面積 × (1 - 建ぺい率) × 0.15	とする。ただし、区長が歩道状空地以外の形態の公開スペースを必要と認める場合又は幅員2メートル以上の歩道状空地の整備が困難と認める場合は、この限りでない。
3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	敷地面積 × (1 - 建ぺい率) × 0.2	
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	敷地面積 × (1 - 建ぺい率) × 0.25	
10,000平方メートル以上	敷地面積 × (1 - 建ぺい率) × 0.3	

備考 建ぺい率は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条第3項に基づく緩和を含まないものとする。

別表第2（第9条関係）

建築物の種類及び規模		自動車駐車場の収容台数
マンション	住戸数40戸未満	住戸数の10分の1
	住戸数40戸以上100戸未満	住戸数の10分の2
	住戸数100戸以上200戸未満	住戸数の10分の3
	住戸数200戸以上	住戸数の10分の4
ワンルーム	敷地面積500平方メートル未満	2台
マンション	敷地面積500平方メートル以上	住戸数の10分の1

備考

- 1 マンション又はワンルームマンションに事務所等を併設するときは、

事務所等に供する床面積を合算した面積を300平方メートルで除した数（1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）の台数を別に設置するものとする。ただし、区長が当該自動車駐車を設置することが困難と認める場合は、この限りでない。

2 自動車駐車の1台当たりの規模は、おおむね幅2.3メートル以上、奥行き5メートル以上とする。

3 区長は、マンション又はワンルームマンションが次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、自動車駐車の収容台数の基準を緩和することができる。

ア マンション又はワンルームマンションが、高齢者住宅等で、入居者の自動車の保有率が低いと認められる場合

イ マンション又はワンルームマンションの敷地が、商店街、教育施設、福祉施設又は保育施設等に隣接する場合

ウ その他区長がやむを得ないと認める場合

別表第3（第9条関係）

建築物の種類及び規模		自転車駐車の収容台数	自動二輪車駐車の収容台数
マンション	敷地面積500平方メートル未満	世帯用住戸1戸当たり2台にワンルーム住戸1戸当たり1台を加えた台数	住戸数の20分の1
	敷地面積500平方メートル以上		住戸数の10分の1
ワンルームマンション	敷地面積500平方メートル未満		住戸数の20分の1
	敷地面積500平方メートル以上		住戸数の10分の1

備考

1 自転車駐車の収容台数に自動二輪車駐車の収容台数を加えた収容台数が、この表の自転車駐車の収容台数の欄に定める基準となるときは、当該基準を満たすものとみなす。

2 区長は、マンション又はワンルームマンションが次に掲げる事項のい

いずれかに該当する場合は、自転車駐車場及び自動二輪車駐車場の収容台数の基準を緩和することができる。

ア マンション又はワンルームマンションが、高齢者住宅等で、入居者の自転車又は自動二輪車の保有率が低いと認められる場合

イ その他区長がやむを得ないと認める場合

別表第4（第13条関係）

規模	集会所の面積
世帯用住戸数40戸以上100戸未満	36平方メートル+（世帯用住戸数-40戸）×0.5平方メートル
世帯用住戸数100戸以上300戸未満	70平方メートル
世帯用住戸数300戸以上600戸未満	100平方メートル
世帯用住戸数600戸以上1,000戸未満	150平方メートル

備考

- 1 世帯用住戸の数が1,000戸以上の場合は、150平方メートルに世帯用住戸の数を1,000で除した数（1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を乗じて得た面積に、世帯用住戸の数の1,000戸未満の端数に応じてこの表に定める面積を加えた面積を確保するものとする。
- 2 集会所の面積は、集会所に併設する倉庫、便所等の面積を含まないものとする。